

遊技場営業店舗（ぱちんこ店等）でのアルバイトについて

アルバイト開始までの流れ

①アルバイト先と雇用契約締結

②申請準備

③資格外活動許可申請

④資格外活動許可

⑤アルバイト開始

① アルバイト先と雇用契約を締結

「家族滞在」の在留資格の方がアルバイトをすることができるのは、週28時間以内です。また、複数のアルバイトをすることもできますが、全てのアルバイトの合計で週28時間以内です。

② 申請準備

既に包括許可（週28時間まで就労可）を受けている方も、遊技場営業店舗（ぱちんこ店等）でアルバイトをする場合は、個別に資格外活動許可を受ける必要があります。以下の提出書類を準備してください。

③ 資格外活動許可申請

提出書類が全て準備できたら、最寄りの地方出入国在留管理官署で資格外活動許可申請を行ってください。なお、申請をしても、審査が終了し資格外活動許可を受けるまでは働くことはできません。

④ 資格外活動許可

申請した地方出入国在留管理官署の案内に従って、手続きを行ってください。

⑤ アルバイト開始

資格外活動許可を受けたら、許可された範囲内でアルバイトを行うことができます。

要件

- ① 資格外活動許可に係る活動に従事することにより、「家族滞在」に係る活動の遂行が妨げられるものでないことなど資格外活動許可の一般原則に適合すること
- ② 申請に係る活動が法令（刑事・民事を問わない）に違反すると認められる活動に当たらないこと。
- ③ 申請に係る活動先が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1項に規定する風俗営業（同法第2条第1項第4号及び第5号の営業に限る。）の許可を受けていること。
- ④ 以下の事項について誓約する旨の誓約書が提出されていること
 - ・ 「外国人雇用状況の届出」等外国人を雇用する事業主に対し義務付けられている法令上の規定を遵守すること。
 - ・ 雇用した外国人（申請人以外の外国人も含む。）に対し、特定在留カードの取得を推奨すること。
 - ・ 雇用した外国人が複数の資格外活動（遊技場営業店舗に限らない。）を行っている場合は、全ての資格外活動に係る活動時間の合計が1週について28時間以内であることを定期的に確認すること。
- ⑤ 全ての資格外活動（包括許可・個別許可を問わない）に係る活動時間の合計が1週について28時間以内であること。

提出書類

- ① 申請書
- ② 活動内容や活動時間、報酬等について説明した文書（任意様式）
- ③ 勤務先作成用誓約書（参考様式）
- ④ 申請人作成用誓約書（参考様式）
- ⑤ 要件③に適合することを証する活動先に係る営業許可証等
- ⑥ その他の資格外活動状況を説明する文書

<参考>

- ・ 出入国在留管理庁HP「遊技場営業店舗における資格外活動許可について」
(https://www.moj.go.jp/isa/10_00274.html)



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency